

朝鮮後期の京軍と郷軍

矢 木 毅

はじめに

- 一 訓練都監と兵農の分離
 - 二 禁御兩營の郷軍
 - 三 長征か番上か
 - 四 京軍の實態
- おわりに

はじめに

明・戚繼光の『紀效新書』は、壬辰倭亂以後の朝鮮後期の兵制にも大きな影響を与えたこと^①で知られているが、その卷一、束伍篇、原選兵（選兵を原^なねる）において、彼は次のように論じている。

第一に、都會のずるがしこい人（城市油滑之人）を用いてはならない。ただ顔つきがきれいで、動きがきびきびしてい

るように見えるだけの人が、これである。……

第一に採用すべきは、田舎の實直な人（郷野老實之人）である。田舎の實直な人というのは、色黒で體も大きく勞苦に耐え、手も顔も皮が厚くて引き締まっており、土方仕事で鍛えている様子の人が、これである。^②

戚繼光は「油滑」の人を嫌い、「老實」の人を良しとした。「油滑」とは、輕薄でずるがしこいこと。「老實」とは、物慣れていて實直なこと。都會の人がすべてずるがしこく、田舎の人がすべて實直かといえば、それは必ずしもそうとはいえないであろうが、ともかくもこの認識は、農本主義に基づく「兵農一致」の理想とも合致するところから、朝鮮後期においては廣く爲政者たちの共有するところとなった。^③

ところが現實においては、召募にもとづく給料兵の組織——いわゆる軍門——の發展にともなつて、軍兵の多くは戚繼光が兵士としては不適格とみなした無賴・ごろつきの類——いわゆる「城市油滑之人」——によつて満たされていく。しかも、丁酉・丙子の「胡亂」を経て當座の軍事的危機が遠のいていくと、給料兵たちはもっぱら軍司令官の外出の際に儀仗兵として隨從し、各種の雜用に使役されるだけで、かえつて國家財政の負擔となり、有名無實の「冗兵」として批判されるようになっていった。

かくして朝鮮後期——特に孝宗による「北伐」の計劃が撤回された顯宗朝以降——においては、軍門の兵士の削減、および資質の向上などを目的とする兵制改革の議論が繰り返し提起されるが、ことは巨大な財源を掌握する「軍門」の利害と直結するために、なかなかその成果を擧げることができなかった。なお、地方軍については東伍軍の制度が導入され、良民のみならず賤民（私奴）についても徵兵の對象に組み込まれたことが重要であるが、これらはもっぱら收布軍と

して運用され、戦闘軍としての能力は充實しているとはいえなかった。

以上に概観した朝鮮後期の軍制については、純祖朝の『萬機要覽・軍政編』、純宗朝の『増補文獻備考』(兵考・軍門の項)などの官撰史料の他、麻生武龜「朝鮮軍制史、附警察制度史」などにその概要がまとめられており、かつ韓國では陸軍本部の『韓國軍制史(近世朝鮮後期篇)』をはじめとする諸研究の蓄積がある⁽⁶⁾。そこで軍制改革の個別の詳細に立ち入ることは避け、本稿ではもっぱら改革の方向性、および時代的特色に議論の焦點を絞り込むことにしたい。

明・戚繼光の『紀效新書』にならない、朝鮮後期には訓練都監という給料兵の制度が創設されたが、これは一種の「兵農分離」を前提とする制度であり、朝鮮の儒學者たちに廣く受け入れられていた「兵農一致」の理想とは矛盾するものであった。本稿ではこの給料兵の制度をめぐって朝鮮後期の爲政者たちが、どのような議論を展開したのかを跡付けていくことにしよう。

具體的には、まず訓練都監における「兵農分離」の特色を論じ(第一章)、次にその反動として禁御兩營の「郷兵」が設けられたことを論じる(第二章)。かくして併存することになった「長征」の給料兵と、「番上」の郷軍との二つの制度に對する賛否の議論を検討し(第三章)、最後に長征の給料兵からなる「京軍」の勤務の實態を検討する(第四章)。

儒教知識人たちによる數多くの批判にもかかわらず、結局、朝鮮後期の兵制においては「兵農一致」の原則が崩れ、近世社會の特色としての「兵農分離」が進行していくのである。

一 訓練都監と兵農の分離

中國では唐の府兵制が募兵制に改められ、以後、近世社會においては兵農の分離が決定的となった。有名な宋の蘇軾

(一〇三六—一〇二一)の言葉を借りて言う、

三代の制度では、兵農は一體であつたが、秦に至つてはじめて分かれて二となり、唐の中葉に及んで、ことごとく府兵を改めて長征の兵卒となした。以來、民は兵を知らず、兵は農を知らず、農は穀物や布帛を供出して兵を養ひ、兵は命を^{いのち}投げ出して農を守っている。天下の人々がこれを便宜としてるので、聖人が再びこの世にあらわれたとしても、もはや變更することはできないであらう。⁽⁷⁾

ここで「府兵」というのは兵農一致の番上兵のこと。「長征」というのは、たとえば遠征軍のような長期勤務(長番・長衛)の給料兵のことをいう。長征の兵士は郷里に歸つて農業に従事するいとまがない。その代わりに國家からの給料を受けて生活するので自然と農村からは離脱していく。かくして兵と農とは、中國の近世社會においては完全に分離することとなつた。⁽⁸⁾

一方、朝鮮後期においても兵農一致の番上兵を基礎とする「五衛」の制度は次第に形骸化し、代わつて訓練都監に代表される「長征」の兵士——一種の常勤部隊——が國軍の中核を擔う方向に變化していく。⁽⁹⁾本來、訓練都監は「亂後權設」⁽¹⁰⁾の臨時機關であつたが、これ以外に頼りになる軍兵がいなくところから、結局は常設の機關となつていった。

朝鮮では十七世紀以降、從來の貢納制度を改變して漸進的に大同法が施行されたが、これは貢納の原資となる大同米を田税に組み込んで民から徴收し、その原資を貢人(貢納請負業者)に渡して、政府の必要とする物資を「市場」から調達する制度であつた。⁽¹¹⁾それと同じように、兵制においては「三手糧」⁽¹²⁾と呼ばれる養兵の資金を田税に組み込んで民から徴收し、それを原資として政府が必要とする兵士を民間から——いわば「市場」から——招募していたのである。

ただし、その原資となるのは主として農民からの田税であり、大同米にせよ、三手糧にせよ、これを田税に組み入れることには、おのずから増税能力の限界があったことには注意しておかなければならない。

(a) 市井無頼

訓練都監の召募に應じた人々は、一般に「市井無頼」と呼ばれるような人々であった。¹³ 具體的には、市中で荷擔ぎ仕事などに従事しつつ、仕事がないときには街中（市場）でぶらぶらしているような人々のことをいうのであろう。農業を基盤とする當時の社會において、この種の農村から遊離して都會に流れ込んだ人々は、いわゆる「油滑」——ずるがしこくて信頼のおけない人々——とみなされていた。

訓練都監が創設されてから、すでに百餘年にもなりますが、近年では法制も弛緩し、老いぼれ兵が淘汰されていないうえに、幼い子供までが兵役に充當されており、壯年の者は、たいてい「市井閑遊」の輩。兵家のいわゆる「油滑」とは、まさしくこの連中のことを指しています。このうえもなく重要な訓練都監は、遊民の世襲の生業となり、練兵も行われないままに、無駄な経費ばかりが費やされているのです。¹⁴

右は肅宗三十四年（一七〇八）における弘文館校理の李肇の言。このころ訓練都監の給料兵は、もっぱら「油滑」の輩の「世業」とみなされるようになっていたが、それも結局のところは、當時の一般の農民たちが、郷里を遠く離れてソウルでの宿衛の勤務に就くことを忌避していたためにほかならない。

一方、訓練都監の給料兵——その他、軍門の軍兵——たちのなかには、生活費のかさむソウルでの生計を維持する

ために、文字どおり「市中」に進出して無許可營業（亂塵）を行い、商利によつて生計を維持するものもあつた。⁽¹⁵⁾

（b）陞戸抄上

訓練都監の給料兵が、もっぱら「油滑」の類によつて占められるようになっていくと、その弊害を是正するために、給料兵の缺員を地方兵によつて補充する「陞戸抄上」の制度が施行されるようになった。⁽¹⁶⁾

具體的には、訓練都監の砲手（鐵砲隊）の缺員を補充するために、式年（三年）ごとに京畿から二十五戸、黃海道から三十戸、全羅道から五十戸、慶尙道から三十戸、忠清道から四十戸、江原道から二十戸、合計一百九十五戸の地方兵を中央に抄上して京軍に充當し、これを「陞戸抄上」と稱していたのである（『萬機要覽』軍政編、及び『增補文獻備考』⁽¹⁷⁾）。

陞戸とは、文字どおりには「戸首に陞す」こと。軍戸は正軍としての「戸首」と、正軍の軍役を補助する「保丁」とかなるが、このうちの保丁（軍役補助者）を戸首（正軍）に昇格させることを「陞戸」といい、またその戸首のことをも「陞戸」という。そうしてその陞戸を選びだして中央に送ることを「抄上」というのである。

いわゆる陞戸は訓練都監の京軍——具體的には砲手——に組み入れられ、ソウルでの長番の勤務（長衛）に服することになる。勤務期間中は國庫からの給料を得、また上番に際しては保丁（資裝保）から交通費等の補助を受けることもできるので、その待遇は比較的恵まれていたが、それでも郷里を遠く離れてソウルでの宿衛の任務に就くことは、當の陞戸にとっては大變に重い負擔であり、また陞戸の立役を支える保丁にとつても大變に重い負擔となつた。⁽¹⁸⁾

このため、地方の有力戸は賄賂を使つて兵役を忌避し、資力のない浮浪・ごろつきの類が手當金を目當てに兵役に應じるだけで、彼らも結局はすぐに逃亡するため、その缺員を京中の募兵によつて充當することになる。⁽¹⁹⁾ なかには京中の無賴の輩が緣故を頼つて地方に下り、有力戸の身代わりに兵役に應じる事例などもあつたという。⁽²⁰⁾ こうなると本末轉倒も甚だ

しい。

そもそも陞戸の抄上は、訓練都監の兵士の資質の向上のための制度であり、その根底には「兵農一致」を理想とし、かつ「田舎の實直な人（郷野之老實）」を良しとする當時の爲政者たちの共通の認識があった。⁽²¹⁾しかしその實態は、上述のとおり形骸化する一方である。

このため郷民の負擔となる陞戸の軍額は次第に削減されていった。たとえば、純祖朝においては咸鏡道・平安道を除く六道の「三百邑」から陞戸が抄上されていたが、哲宗十二年（一八六二）には、ついに毎邑一名だけを残してその他は資装保に回し、以て軍需の補いとするようになった。⁽²³⁾しかし、その後もさらに陞戸の軍額は削減されたようで、最終的に高宗朝の『六典條例』においては、六道陞戸は「共に一百九十一戸」と規定されている。⁽²⁴⁾

（c）訓局別隊と精抄軍

訓練都監の創設以來、大勢としては「兵農」の分離が進んでいくが、反面、あくまでも「兵農一致」を理想とし、給料兵の制度を農民兵の番上制度に置き換えようとする試みも續いていた。

訓練都監の兵士たちは、實際の役には立たず、いたずらに國庫の財源を費やしている。人々は「尾大にして掉い難き」こと——肥大化して統制が難しくなること（左傳、昭公十一年、「末大必折、尾大不掉」）——を憂えていた。⁽²⁵⁾

右は『顯宗實錄』の史官の言。こうした批判に基づいて、顯宗朝には訓練都監の一部を郷軍の番上制に切り替え、これを「別隊」と稱して經費の削減を圖っている。⁽²⁶⁾また肅宗朝に入ると、この別隊と精抄軍とを合わせて禁衛營が創設され、

同じく郷軍の番上による御營廳の兵士とともに、ソウルの宿衛を擔うことになる。朝鮮後期には「長征」の制度——すなわち給料兵の制度——が確立するとともに、それと並行する形で「番上」の制度への回歸——ないし後退——の動きも存在していたことに注目しなければならない。

まず、訓練都監の「別隊」は顯宗十年（一六六九）に創設され、また兵曹の「精抄軍」も同じ年に創設されたが、これらは地方の「郷軍」を基礎としていくところに特色がある。⁽²⁷⁾

訓練都監の給料兵たちは、いたずらに經費を費やすばかりで、「市人」と同様であり、いざというときの役には立たない。そこで先王（顯宗）はこの點を慮つて訓局別隊を創設され、順次、その數を増やして上下輪番制とすること、すべて御營軍の制度と同様にし、「〔訓練都監については〕その元屬の給料兵を廢止して、無駄飯食らいの弊害を省こうとされた。⁽²⁸⁾

右は肅宗朝において、先王・顯宗朝の兵制改革を回顧した閔鼎重（西人）の言。いわゆる「市人」は、ここでは市中のごろつき・無賴のこと。この種の「市人」が長番の給料兵となつて國家の經費を食いつぶしているために、これを「郷軍」の番上制に切り替えようとした、それが顯宗の本來の意圖であつた、というのである。

もう一方の兵曹の精抄軍については、こちらはもともと仁祖朝において、王宮の宿衛兵を補強するために、上番軍士の中から精壯の者を選んで「精抄軍」と名付けたものが起源で、⁽²⁹⁾これはいわば國王の私兵であつたが、⁽³⁰⁾その後、國家の正式の軍隊として兵曹の管轄下に入り、順次増大して國家の財政を壓迫したため、これも番上制へと回歸（ないし後退）⁽³¹⁾していくことになった。

軍隊を編成するにあたっては、精選を貴んで、數を貴ばない。更番（交替勤務）をよしとし、長征（長番勤務）をよしとしない。⁽³²⁾

右は顯宗朝において兵制改革を擔當した金錫胄（西人）の言。これが當時の爲政者たちの基本認識であり、いわば「長征」から「番上」への回歸（ないし後退）が志向されていたことがわかる。こうした認識のもとに、結局、訓局別隊と精抄軍とを併せて禁衛營が創設されることになるのである。

二 禁御兩營の郷軍

訓練都監の兵士は國庫によつて養われる給料兵で、その原資は民より徴收された。これは「民を以て兵を養う」制度である。一方、御營廳や禁衛營などの後續の軍門においては、訓練都監のような給料兵の制度をやめて、従前どおり「兵を以て兵を養う」制度とした。具體的には、三丁のなかから戸首一人を選んで正軍とし、残りの二丁は保丁（軍役補助者）として軍布を供出し、立役する正軍（戸首）をサポートする。これが「兵を以て兵を養う」制度であり、このため御營廳や禁衛營の軍役は、軍戸以外の一般の農民には直接侵害を及ぼすことはない⁽³³⁾とみなされていた。

もっとも、兵（正軍、および保丁）に選ばれるのは、實態としては農民であり、正軍や保丁に缺員が生じた場合には、隣人や族人を、いわば連帶責任の形で半ば強制的に兵（正軍、および保丁）に充當していたから、結局、「兵を以て兵を養う」御營廳や禁衛營などの軍門も、最終的には一般農民の負擔のもとに成立していたといえることができる。

(a) 御營廳と禁衛營

御營廳の兵士は、もともと仁祖反正の際に召募されたクーデター軍の主力をそのまま國家の正式の軍隊に組み込んだものの。⁽³⁴⁾當初、反正の功臣たちは、「市井無賴」の輩を召募してその軍事力の基盤としていたが、その實體は「市民の無賴の者が、財物の略奪を目當てに應募」し、「ただ馬を乗り回して他人の財産を略奪することを樂しみとしている」ようなありさまであったという。⁽³⁵⁾とはいえ、功臣勢力の利害が絡むと一度召募した軍隊は容易には解散させることができない。そのうえ當時は後金との戦争にも備えなければならなかった。そこで良賤の身分を問わず、公私賤や良民の丁壯を選抜して一隊を作り、これを「御營軍」と名付けたのであるが、その際、戸役（戸に割り當てられる徭役）を免除し、その他の雜役も免除したために、人々は先を争って軍に身を投じたという。⁽³⁶⁾かくして仁祖二年（一六二四）には御營軍の正式の發足となり、以後、御營軍は御營廳に屬して訓練都監と並立する軍門に成長していった。⁽³⁷⁾

次に禁衛營は、上述した訓練都監の別隊と兵曹所管の精抄軍を統合して肅宗八年（一六八二）に創設され、訓練都監・御營廳と並んで三軍門と稱せられた。⁽³⁹⁾別隊と精抄軍はもともと長番兵である訓練都監の兵士の代替として、郷軍の番上制に基礎を置いていたことは前述のとおり。したがって、禁衛營の基礎もまた郷軍の番上制に置かれていた。

番上軍は、上番に際して保丁からの支援を受ける。「兵を以て兵を養う」とはこのことであるが、番上兵も保丁もその實質としては農民であることに變わりはない。國家財政によって兵を養うことには限界があり、このため御營廳や禁衛營では養兵の負擔を保丁（農民）に轉嫁したのである。

(b) 禁御兩營の郷軍

禁衛營と御營廳——いわゆる禁御兩營——の兵士は主として郷軍であり、郷軍には番上勤務を支えるために、それ

ぞれ資装保および保丁（軍役補助者）が割り當てられ、また原則としては烟戸雜役（「かまど」を單位として戸ごとに割り當てられる雜役）を免除される。⁽⁴⁰⁾ このため禁御兩營の郷軍は、訓練都監の砲兵（鐵砲隊）と並んで、比較的待遇の恵まれている軍兵であった。

とはいえ、郷軍にとっては郷里を遠く離れたソウルにおける二箇月（二朔）の番上勤務が重い負擔となったことに變わりはない。このため禁御兩營の郷軍については、その廢止を主張する論者も少なくはなかった。

禁御兩營の「郷軍の」番上の制度は、一つには王宮・王城を防禦し、一つには「番上時に軍兵を」教練することを目的としており、その趣旨はよいのですが、番上の規定は五年に一度、それもわずか二箇月で交替となるので、せっかくの教練も三日坊主となり、軍兵の坐作進退は指揮官の命に形式的に従うだけ。指揮官の號令も上官の命を形式的に伝えるだけで、これでは教練の意味がありません。ましてや郷里との往復の際に、いたずらに食糧を費やし、郷里での農作業を放棄することにもなります。郷軍の番上制については、このように弊害が多いのです。⁽⁴¹⁾

右は正祖二十年（一七九六）における訓練大將の李柱國の言。その提案は實現には至らなかったものの、その後、郷軍に對してはしばしば停番（番上義務の免除）が命じられ、その代わりとして停番布の徴收が行われた。⁽⁴²⁾ これは要するに、禁御兩營の郷軍の收布軍化を意味している。そうしてその軍務は、主として訓練都監の給料兵によつて代替された。

禁御兩營の郷軍は停番し「て停番布を徴收し」、資保と合わせて軍門の經費に充當することは、從來もしばしば行われておりますが、短くて六七朔、長くても一年のことで、有名無實であり、そのうえ訓練都監の軍兵に、このように

も長期にわたって禁御兩營の立役を肩代わりさせることは、長續きするものではありません。⁽⁴³⁾

右は純祖十六年（一八一六）における戸曹判書の朴宗慶の言。禁御兩營の郷軍の停番が常態化し、その缺を訓練都監の京軍が代替していたことがわかる。

近年以來、稅收が不足するために、臣下よりお願いして、あるいは二年にわたって「郷軍の番上を」停止し、はなはだしくは五年にわたって停番とし、合計して七年になります。お膝元のソウルにおいて宿衛の兵が不足すること自體、大變に心もとないことでありますし、ましてや軍錢を集めて經費を補うことは、國家の體面を傷つけることであり、どうして後世の人々の耳に入れることができませんか。そのうえ、訓練都監の兵士たちは、禁御兩營の軍役を肩代わりしているために、負擔に耐えることができず、みなが恨み嘆いているとのこと。これもどうして些細なことといえるでしょうか。今年の分についてはすでに徵收濟みであり、後戻りはできませんが、來年からは舊來どおり番上させることを禁御兩營に申しつけ、財源捻出のためにみだりに停番を要請することは禁じることにしましょう。⁽⁴⁴⁾

右は純祖二十二年（一八三二）における領議政の金載瓚の言。ここでも郷軍の停番が常態化していたことがわかる。

もともと訓練都監の「油滑」の弊害を矯正する目的で創設された禁御兩營の郷軍も、その後は番上の停止（停番）が常態化し、その缺を訓練都監の給料兵が補っていた。この点においても、朝鮮後期においては事實上の「兵農分離」——近世社會の特色の一つ——が進んでいたことが確認できる。

(c) 均役法

軍兵の收布軍化が進むと、それぞれの軍兵の負擔が數値化され、これによってその負擔の不均等が誰の目にも著しい形で顯在化するようになった。

たとえば國初以來、京騎兵という軍額があり、英祖朝においては軍丁一千（京中）、軍保三千（外方）、合計四千名に、それぞれ軍布二疋を割り當て、それを財源として京中諸處の土木工事の役夫（役軍）の雇用經費に充當している。⁴⁶これと同じように、禁御兩營の郷軍、その他についても正軍・保丁を問わず、事實上の收布軍化が進んでいたことは前述のとおり。しかし、それぞれの軍隊の來歴が異なるために、各種の軍役（身役）の負擔は著しく不均等であった。

このため、英祖二十六年（一七五〇）に至って均役法が施行され、各種の軍役の負擔を一律に「減一疋」——具體的には良民の軍布の負擔を二疋から一疋に減額——するとともに、その不足財源については、結錢や漁鹽稅、船稅、選武布などの稅目を新たに創設して各軍門の財政の補填（給代）に回すことになった。⁴⁶

これによって、なるほど軍丁や軍保の負擔は輕減されたが、その分、地方の民衆にとっては各種の新稅の負擔が増加したために、結局、民衆の負擔はかえって重くなった、との批判も跡を絶たなかった。⁴⁷

ともあれ、この均役法の施行によって、各種の軍役（身役）の收布軍化が進み、いわゆる「兵農分離」が一層進行していったことは間違いない。

三 長征か番上か

兵農分離の「長征」を良しとするか、それとも兵農一致に基づく「番上」を良しとするか、……いずれにしても、問題

となるのは國庫による經費負擔と軍兵の資質との兼ね合いである。この點において、官僚たちの意見は區區として分かれていた。

(a) 閔應亨

顯宗即位年（一六五九）十二月、この年の飢饉に對する善後策の一環として、工曹判書の閔應亨は「恒食之軍」の削減を求めた。その意圖するところは、具體的には訓練都監の給料兵の削減である。

訓練都監の軍兵は、當初、三千人にすぎなかったものが、その後増額して、今では六千人に至っており、戸曹の一年の經費十二萬石のうち、軍隊の糧餉に費やすものが八萬石。……今、軍隊の糧餉を除くと、戸曹の經費は、ただ四萬石だけとなっております。……恒食の軍（訓練軍兵）は、物故者や老人・幼稚者を除籍したその交替要員の補充をため、昨年追加して召募した七百名についても、すべて取りやめとすれば、軍隊の糧餉の減少分を、飢民救済の原資とすることができよう。⁽⁴⁸⁾

これに對し、顯宗は「徐々に裁減する」と答えたが、結局、その實行は先送りとなった。

(b) 李端夏

顯宗十三年（一六七二）、備局有司堂上の一人である李端夏もまた、閔應亨と同じ觀點から給料兵の削減を主張している。國王の引見の席における彼の發言によると、そもそも朝鮮にはかつて「給料之兵」は無かった。その最初は宣祖朝に柳成

龍が創設した訓練都監の三手兵（砲手・殺手・射手）であり、その中核となる砲手（鐵砲隊）は今や五千五百餘人に達している。そのほか、各軍門の軍官（士官）はほとんど一萬人に近く、これらの將兵を養うための糧食は八萬石。ほとんど國庫の三分の二を費やしているという。

今、常税の収入は十二萬石、そうして養兵に費やす経費は八萬石。ただ四萬石を以て國用の経費としておりますが、まったく足りません。⁽⁴⁹⁾

李端夏の擧げる數字は上述の閔應亨のそれと完全に一致している。彼らの意見はこの時點では採用されなかったものの、その後の改革議論には一定の影響を與えた。たとえば肅宗七年（一六八二）における護軍の李敏敍の上疏文には、

地部（戸曹）の歳入は僅かに十二萬石ですが、軍食（養兵の経費）はそのうちの八萬を占め、それ以外の祭祀・官祿、及び國家の諸般の費用は、わずか數萬にすぎません。⁽⁵⁰⁾

とあり、また肅宗八年（一六八二）に宋時烈（西人）が養兵の経費の削減を主張したときにも、

現在、訓局砲手の給料は、ほとんど八萬石に至り、朝臣の頒祿は、四萬餘石にすぎません。⁽⁵¹⁾

と論じている。いずれも「八萬石」という數字が削兵の議論の根據となっているのである。

(c) 金錫胄

しかし訓練都監の給料兵の削減については、肅宗八年（二六八二）、すなわち禁衛營の創設の年において、兵曹判書金錫胄が強力な反対論を唱えた。

彼によれば、訓局（訓練都監）の兵額を削減するにしても、最低限、五千人の當番兵は必要であろう。この場合、これを番上制によって確保しようとすれば、一年六番、二箇月交替として、毎番五千人、合計、三萬人の兵士を登録しなければならぬ。しかも、それぞれの兵士に三人ずつの保丁（軍役補助者）をつけると、保丁だけで九萬人、兵士と保丁の合計で十二萬人を軍籍に登録しなければならない。昨今、閑丁（特定の身役を持たない者）の確保が難しいなかで、どうやって十二萬人もの軍丁を確保しようというのか。「番上制の運営が困難なことは明らかである。」その反対に、訓練都監の主力兵である砲手（鐵砲隊）は、都會育ちで頭がよく、軍装も鮮やかで、いつでも軍役に使うことができ、地方からの番上兵より勝っている。よって訓練都監の元屬の兵士は、「一定程度削減することはあっても」決して全廢してはならない、という。⁽⁵²⁾「都會育ちで頭がよく、軍装も鮮やか（生長京輦、人物伶俐、裝束鮮明）」⁽⁵³⁾というのは、ここでは軍隊に籍を入れている富裕な商家の子弟などのことを言うのである。

金錫胄は概して給料兵に好意的である。結局、肅宗八年の段階では、この金錫胄の意見が通って訓練都監の給料兵の削減は見送られ、訓局の兵士は引き續き五千人程度の規模を維持することになった。⁽⁵⁴⁾

(d) 南九萬

肅宗朝の後半における宰相・南九萬（少論）も、單なる削減案には反対であった。古來、「民を厲^{はげま}して兵を養（厲民而養兵）」い、ついに亡國に至った例は多いが、朝鮮では逆に「民を逸^くにして兵を困（逸民而困兵）」⁽⁵⁵⁾しめている状態である。た

たとえば、日本では農民からの收奪によって兵（武士）を養い、清朝では八旗・綠營に手厚い給料を與えているので、兩國の兵卒は精強である。これに對し、朝鮮ではただ訓練都監の兵士のみが、給料が手厚いために、やや勝っており、その次には御營廳・禁衛營の兵士が番上の期間中は給料を受け、かつ各種の徭役（煙役）を免除されて、やや勝っているが、その他の兵士は、「多くてもお粗末（廳）、少なくともお粗末（廳）。増員してもお粗末（廳）、減員してもお粗末（廳）」であり、問題の根本は、有力戸が不正に兵役を免れている點にこそある。三軍門（訓練都監・御營廳・禁衛營）の兵士は削減すべきではないが、どうしても削減するというのであれば、新設の禁衛營を削減するのがよからう、という。⁽⁵⁴⁾

すでに兵農分離が進んで「民を以て兵を養う」體制が確立している日本や中國に對し、朝鮮では本來兵役に服すべき有力戸が兵役を不正に逃れているために、その負擔はもっぱら下層の民衆に押し付けられ、かえって「民を逸にして兵を困」しめる状態になっていた。

この場合の「民」とは不正に兵役を逃れる有力戸、「兵」とは兵役を押し付けられた貧窮戸や老年・幼少の兵士たちのことを指しているのである。

（e）禹禎圭

次は正祖十二年（一七八八）に撰進された禹禎圭『經濟野言』の「軍制變通之策」を取り上げて検討しよう。⁽⁵⁵⁾

禹禎圭もまた、いにしえは「兵を農に寓す（寓兵於農）」、いわゆる兵農一致の状態であったものが、近世にいたって「兵農」が分かれ、「養兵」の制度が始まったという認識から出發する。

朝鮮では當初、五衛の番上軍はかならず軍人本人を立役させ、「養兵」の制度は用いていなかったが、その後、遠方の軍人の番上の負擔を軽減するために、免役布を徴收してそれを財源に兵士を雇用する一種の傭兵制度が始まり、壬辰倭亂

より以後、訓練都監が創設されると、五千餘名の兵士を國家の財政負擔によつて雇用する給料兵の制度が本格的に運用されるようになった。これはいわば、「民を以て兵を養う（以民養兵）」制度といえる。

その後、禁衛營、御營廳が創設されたが、こちらは兵戸に登録したもの——具體的には戸首の管下の保丁——から徴収する軍布によつて「兵」を養うので、いわば「兵を以て兵を養う（以兵養兵）」制度といえる。

とはいえ、「兵」から徴収される軍布は、結局、將校たちの私腹を肥やすばかりで、實戰の役に立つ兵士は養成できていない。顯宗朝に兵制の改革を行い、肥大化した軍隊のスリム化を圖つたとはいえ、軍額は依然多すぎるので、さらにスリム化を圖るべきだ。

まず訓練都監の軍額、五千二百は、これでもまだ多すぎるので、數を絞る。また「鈍劣の郷軍」ではいざというときの役には立たないので、郷軍の番上制度はやめて、ソウルの住民から兵士を召募し、禁衛營・御營廳にそれぞれ一千五百名の兵士を設けてこれを三番に分け、每番五百人が番上して勤務することにすれば、かれらは生活基盤地からそれほど遠く離れていないために、遠方の郷軍よりも「強兵銳卒」となることが期待できる。⁶⁶

以上が禹禎圭の改革案で、これは結局、訓練都監の給料兵を中心として兵額の削減と精銳化とを進め、併せて禁衛營・御營廳の番上兵についても、これをソウルの住民によつて構成される「京軍」に改めることを主張するものといえよう。

(f) 李柱國

禹禎圭の改革案を、さらに具體的に推し進めたのが正祖二十年（一七九六）における訓練大將李柱國の上疏である。これについては、すでに第二章でその一部分を取り上げたが、さらにその全體の要點を述べると、現在、お膝元であるソウルの軍隊（輦下親兵）は一萬にも満たず、いざというときに兵力の不足が思いやられる。禁禦兩營の郷軍は、御營廳の郷

軍が一萬六千三百名、禁衛營の郷軍もほぼ同数であるが、番上は五年に一度、わずか二か月で交替となるので、これも役に立たない。むしろ郷軍の番上を永遠に廢止し、その分の經費を壯勇營の給料兵に回したほうが、ソウルの軍備の充實に役立つ、というのが彼の提案の趣旨であった。⁽⁵⁷⁾

このうち、壯勇營というのは正祖十五年（二七九二）に新設された近衛軍で、ソウルに内營、水原に外營をおく。これは正祖が進めていた水原の「華城」の造營と表裏をなし、正祖の進める王權強化——いわゆる蕩平政治——の核となるはずのものであった。⁽⁵⁸⁾

ただし、正祖は壯勇營においても「兵農相寓」を基本とし、ソウルと水原の周邊の京畿の諸邑に「郷軍」を設置しているので、必ずしもそのすべてが給料兵に切り替えられたわけではない。さらに、正祖が亡くなると再び外戚勢力が權力を握り、結局、壯勇營そのものも解體されてしまうのであった。⁽⁵⁹⁾

禹禎圭や李柱國は郷軍の番上をやめて給料兵の長征の制度に切り替えるべきだと主張していたが、實のところ、飢饉などの際にはしばしば郷軍の番上が停止されており、また財政逼迫の際にもその經費を捻出するために郷軍の番上を停止して代わりに免役布の徵取を行っていた。⁽⁶⁰⁾たとえば、正祖朝の華城造營に際しても、その經費捻出のために郷軍の番上を停止し、代わりに免役布の徵取が行われている。⁽⁶¹⁾そうしてその缺は、通例、訓練都監の給料兵が補っていたから、實質的にはすでに「長征」への切り替えが進んでいたのである。

ただし、遠方の郷軍をソウルの住民たちからなる召募兵に置き換えたからといって、軍隊の精銳化が進むかどうかは必ずしも保證の限りではない。ソウルの住民たちもまた、軍役を忌避することにおいては遠方の郷軍たちと同様であり、結局、召募に應じるのは都會の無賴・ごろつき——いわゆる「油滑」、「無賴」の類——に限られていたからである。

四 京軍の實態

朝鮮後期における軍門の兵士たち、とりわけ訓練都監に代表される長征（長番）の給料兵たちは、戚繼光が「油滑、用いるべからず」と論じた「市井無頼」の人々がその大半を占めるようになっていった。⁽⁶⁴⁾

とはいえ軍兵としての教練さえ行き届いていれば、たとえ「油滑」であつても問題はないのである。ところが、毎月二回を原則とする三軍門の習陣（二月・三月・四月と八月・九月・十月の軍事教練。ただし正月・五月は一回。六月・七月・十一月・十二月は隆冬・盛暑を理由に中止。雨雪の際も中止）は、⁽⁶⁵⁾軍門の大將（總司令官）または都提調（總監督）の個人的な都合によつてしばしば中止され、また飢饉等を理由として軍兵の負擔を軽減するためにしばしば中止された。⁽⁶⁷⁾要するに、軍兵としての教練がおろそかにされていたのである。

このため各軍門の給料兵については、これを無駄飯食らいの「冗兵」とみなす議論が跡を絶たなかった。以下、訓練都監の砲手（鐵砲隊）をはじめとして、各軍門の標下兵、及び牙兵の順にその實態を伺うことにしよう。

（a）訓局砲手

訓練都監の陸戸砲手の軍額が次第に減少していったことはすでに検討したが、これは逆に言うと、訓局の兵士が地方出身の陸戸ではなく、たいてい「油滑」の類によつて占められていったことを示している。當然、その資質は低下していく一方であつた。

〔郷軍である〕御營軍は、鄉村にあつて〔農作業で〕勞働に慣れておりますが、〔京軍である〕砲手は、〔都會の〕家

でぬくぬくと暮らしております。このため、私が目にしたところでは、「王の」温泉行幸の際に、御營軍はしっかりと行軍しておりましたが、道中で「疲弊して」倒れたものは、すべて訓局（訓練都監）⁽⁶⁸⁾の軍兵でした。

右は肅宗七年（一六八二）における宋時烈（西人）の言。朝鮮を代表する儒學者である宋時烈は、いわゆる兵農一致の理想に基づいて、長番の給料兵である京軍（訓局砲手）を削減し、その分を郷軍（御營軍）の番上兵によって置き換えることを主張していた。

ソウルの宿衛兵としては、訓練都監の兵數千人が存在しますが、近ごろは軍政が緩んでおり、死亡その他の事故で缺員が生じて、多くの場合は京中の無頼・ごろつきの類（游惰之類）を招募していい加減に補充しております。古來、兵を論じるものは、もともと市中の人（市人）を嫌い、「ずるがしこくて役に立たない（油滑不可用）」⁽⁶⁹⁾と言っています。まことに憂うべきことです。

右は肅宗二十三年（一六九七）における南九萬（少論）の意見。「油滑用いるべからず」とは、もちろん戚繼光『紀效新書』の文を踏まえたもの。

訓練都監の軍兵は、多くは市井の遊惰の輩で、普段から飽食安坐しているため、あるいは陵幸に際して十韓里（約40km）ほど行軍しただけで、すぐに倒れてしまう體たらく。誠に寒心に堪えません。⁽⁷⁰⁾

右は肅宗二十九年（一七〇三）における李寅燁の言。おそらくは上述の宋時烈の發言を踏まえたものであろう。このときの改革案では、禁衛營を廢止してその軍兵を訓練都監に配置換えし、訓練都監の長番の給料兵を漸進的に郷軍の番上制に置き換えようとしていたのであるが、結局はうまくゆかず、まもなく禁衛營が復活することになった。

訓練都監が創設されてから、すでに百餘年にもなりますが、近年では法制も弛緩し、老いぼれ兵が淘汰されていないうえに、幼い子供までが兵役に充當されており、壯年の者は、たいてい「市井閑遊」の輩。兵家のいわゆる「油滑」とは、まさしくこの連中のことを指しています。このうえもなく重要な訓練都監は、遊民の世襲の生業となり、練兵も行われないうちに、無駄な經費ばかりが費やされているのです。（再掲⁽⁷⁾）

右はすでに第一章で引用した肅宗三十四年（一七〇八）の李肇の言。いわゆる「油滑」の輩が、訓練都監の給料兵となつて、それを世襲的に生業^{なりわい}としている、というのである。

このように當時の儒教官僚たちは、訓練都監の給料兵に對しては、概してその評點が辛い。

我が國では平和が百年も續いており、京軍はもとより「油滑」である。⁽⁷²⁾

右は英祖朝の李麟佐の亂において、「京軍」を率いて叛亂軍の討伐に向かった都巡撫使の吳命恒（少論）の言。彼は軍紀を厳しくすると、「油滑」の京軍がかえつて離反することを恐れていた。

(b) 標下兵

標下兵とは各軍門における「大將以下各將官の手兵」のこと（朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』九〇一頁）。その兵數は、『增補文獻備考』兵考によれば、訓練都監が一千一百二十、御營廳が七百八十三、禁衛營が一千一百七十七、守禦廳が一千三百二十、摠戎廳が八百五十二、等となっている。⁽⁷³⁾ 標下兵には、具體的には牢子、⁽⁷⁴⁾ 巡令手、吹鼓手、大旗手、塘報手、⁽⁷⁵⁾ 燈籠軍、帳幕軍などの名目があり、併せて「七色標下」とも呼ばれていたが、その名稱からもわかるとおり、これらは戦闘兵というより、儀仗兵ないし雜役軍にすぎない。しかも、その多くは「市井無賴」の召募によって充てられており、とりわけ守禦廳や摠戎廳の「京標下」——在京の標下兵——については、「事なくして食（無事而食）」するものと言われ、いわゆる「冗兵」の代表とみなされていた。⁽⁷⁶⁾

守禦廳や摠戎廳は、本來、南漢山城や北漢山城を守備することを使命とする「外軍門」であるが、その司令官たちは、平時はソウルに留まっている。そうして、その彼らに隨從する京標下は、本來守備すべき山城を離れているため、ほとんど軍兵としての存在意義を失っていたが、その點では他の三軍門（訓練都監および禁御兩營）の標下兵も同様であった。⁽⁸¹⁾

にもかかわらず、標下兵の削減が困難であったのは、彼らが國家の財政支出によつて召募される給料兵（傭兵）であり、その給料の一部は軍司令官たちの懷を肥やすための財源ともなっていたからであろう。⁽⁸²⁾

ちなみに、各軍門には卜馬軍や細樂手なども配置されていた。このうち、卜馬軍（卜の訓は⁽⁸³⁾ 筮）は荷馬（駄馬）の飼育と供出を擔うが、直接戦闘に従事するわけではない。細樂手は一種の軍樂隊であるが、これも軍司令官たちの威儀を飾るだけで、戦闘兵としてほとんど意味を持たなかったことは言うまでもあるまい。

(C) 牙兵

各軍門の軍司令官たちが標下兵を有していたように、各道の民政と兵政とを統括する觀察使(監司)もまた直屬の軍兵である「牙兵」を有していた。⁽⁸⁶⁾しかし、その實態は「有名無實」で、英祖朝にはほとんど軍事教練も行われていなかったという。⁽⁸⁶⁾

一方、いわゆる「外軍門」として南漢山城の守備を掌る守禦廳と、北漢山城の守備を掌る摠戎廳とにおいても、その軍司令官たちは管轄する郷軍の一部を「牙兵」として使役していた。⁽⁸⁷⁾

軍司令官たちは、平時においては例としてソウルに留まっている。そこで牙兵もソウルに番上することになるが、このうち實際にソウルに番上するもの以外は、たいてい除番米(免役米)や保米(軍役補助米)を供出するだけで、戦鬪兵としての存在意義はほとんど形骸化している。

遷陵に際して棺を擔ぐ疊士軍は、京中より一戸ごとに一名を徵用することとし、王の裁可を得た。その後、京中の民戸だけでは足りず、摠戎・守禦兩廳の牙兵、三千餘名を徵用することとした。⁽⁸⁸⁾

右は顯宗十四年(一六七三)に孝宗の陵墓(寧陵)を遷したとき、摠戎使・守禦使の手兵としての「牙兵」に靈輿の擔ぎ手を命じたもの。

五衛の制度が崩壊した今日において戦鬪に耐える兵卒といえば、ただ、「京軍である」御營廳と精抄・別隊の戸首(後の御營廳・禁衛營)、および訓練都監の砲手、合計三萬餘人があるばかりであり、「郷軍である」束伍軍二十餘萬と、

摠戎廳・守禦廳の牙兵、および各道の新選の二萬餘人は、みな地方において選拔されたばかりで、いまだに教練されておらず、いざというときの頼りにはならない。⁽⁹⁰⁾

右は肅宗七年（一六八二）における兵曹參判の李師命の言。摠戎廳・守禦廳の牙兵は地方に居住する「外軍（郷軍）」であるが、訓練都監所屬の郷軍である「束伍軍」と同様、その教練は決して充分とは言えなかった。

守禦廳・摠戎廳においては、ただ牙兵の名目を設けて私賤を以てこれに充て、近畿に配置して保米を徴收し、そうして立番の將校たちはこの保米を以て生計を維持している。いわゆる牙兵はただ名目を存するだけで、いざという時の役には立たない。⁽⁹²⁾

右は正祖朝における禹禎圭の言（『經濟野言』軍制變通之策）。これによると、この頃の守摠兩廳の「牙兵」はほとんどが私賤（私奴）であり、しかも收布軍・收米軍と化して、單に將校たちの生計を維持するための財源として置かれているにすぎない。⁽⁹³⁾

このほか、諸軍門には屯田の耕作を擔う「屯牙兵」も設置され、特に均役法の施行以後の収入の不足を補填するためにその數が増加していたが、これらはもとより「納米の軍（納米之軍）」にすぎない。⁽⁹⁴⁾

牙兵は本來、軍司令官たちの「親兵」であり、それゆえ「親牙兵」とも呼ばれているが、その名稱から連想されるような戦鬪兵としての役割はほとんど失われていた。朝鮮後期における牙兵は、他に身役を持たない良民身分の「閑丁」の不足から、たいていは「私賤（私奴）」がこれに充當され、その資質は著しく低下していたのである。

おわりに

朝鮮時代の儒學者たちは、大抵「兵農一致」の井田法を理想とし、「兵を農に寓する」^{いにしえ}古の制度に復歸することを目標とした。

古者^{いにしえ}、修身と取才と、卹民と養兵と、皆これ一事。今は遂に分かれて四と爲る。⁽⁹⁷⁾

右は朝鮮の儒學者たちが尊崇してやまない朱子の言葉。一體、兵農分離のもとにおいては、「民」と「兵」との利害は必然的に相反する。だからこそ、朝鮮時代の儒學者たちは「卹民（恤民）」と「養兵」とが矛盾なく合致する井田法下の「兵農一致」の制度を理想としたのである。

とはいえ、歴史の趨勢はいかんとすることもできない。朝鮮後期においては大同法の施行により、各種の貢物が政府の指定する貢人（貢納請負業者）を通して「市場」から調達されていたが、それと同様に、軍制においても軍兵は一種の「市場」から調達され、かくして近世社會に一般的にみられる一種の「兵農分離」が進行していった。その趨勢は蘇軾のいうとおり、「聖人が再びこの世にあらわれたとしても、もはや變更することはできない」⁽⁹⁸⁾のである。

ならば、兵農の分離を一層推し進めて近代的な「富國強兵」に努めるべきではないか。しかし、それでは一般の民衆に過重な財政負擔を押し付けることにもなる。王朝末期に改革派の官僚たちが直面した課題は、まさしくこの「卹民（恤民）」と「養兵」との矛盾であったが、農村經濟を基盤とする前近代の朝鮮社會においては、結局、この矛盾を解消するだけの新たな財源——たとえば鑛業や海外貿易など——を開拓することはできなかったのである。

このように様々な限界はあった。とはいえ、大勢としては訓練都監を中心とする給料兵の制度が一貫して維持され、擴大していったところに、朝鮮後期の「近世」としての特色を認めることができよう。

【附言】 本稿執筆の意圖は、もともと高麗時代の兵制に關する李基白氏の「職業軍人」説を批判することにある。李基白氏は高麗時代の兵制が兵農一致の「府兵制」を基礎とすることを否定し、「西班牙氏族」を基礎とする職業軍人がその基礎を擔つたと主張された。⁽¹⁰⁾しかし、朝鮮時代後期に至つてようやく緒についた「兵農分離」が、高麗初期において既に達成されていたと考えるのは、あまりにも時代を先取りした考え方なのではないだろうか。李基白氏の學說に對する筆者の考え方については、拙稿「朝鮮初期における兵制の改革——特に「甲士」設立の意圖とその變質について」の附論においても言及している。併せて參照していただければ幸いである。

註

(1)

『宣祖實錄』卷四十三、宣祖二十六年十月丙戌條 訓練都監提調啓曰、「訓練節目、其載『紀效新書』者、至詳至密。今當一切依倣爲之。……」傳曰、「此意至當。依此啓辭、爲之。」

『宣祖修正實錄』卷四十一、宣祖四十年五月條 豐原府院君柳成龍卒。成龍、安東人、號西厓。……成龍於壬辰亂後建議、始置訓練都監、倣倣繼光『紀效新書』、抄選砲・射・殺三手、以爲軍容、修繕外方山城、修鎮管法、以爲備禦之策。成龍去位、皆廢不行。獨訓練都監仍存、至今賴之。

『顯宗實錄』卷九、顯宗五年八月甲申條 兵曹判書金佐明、進『紀效新書』。『紀效新書』者、皇朝名將戚繼光之所著也。繼光於嘉靖年間、起自行伍、募浙閩鄉兵、屢殄倭寇。以其練兵制敵之方、常所歷試而取勝者、著爲一篇。壬辰之難、故相臣李德馨、從李提督如松平壤之戰、觀浙兵之布陣用技、攻城壘賊之狀、因詢其教練訓習之方、遂得是書、以獻于朝。癸巳之後、首設訓局軍兵。其制置之法、實遵乎此。且以印頒於國中、今垂七十年、屢經變亂、散逸殆盡。佐明以爲、「是書眞是

今日練兵制敵之要法、而中外大小將領之人、所不可一日無者也」。於是、印出若干件、分送于三南各營鎮、而以粧續五件、上疏投進、以備睿覽。上嘉其留意於戎務、優答之。

(2) 『紀效新書』(十四卷本) 卷一、束伍篇、原選兵 第一、不可用城市油滑之人。但看面目光白、形動伶俐者是也。……第一可用、只是鄉野老實之人。所謂鄉野老實之人者、黑大粗壯辛苦、手面皮肉堅實、有土作之色是也。

(3) 『正祖實錄』卷四十九、正祖二十二年十月癸卯條 備邊司覆啓曰、「……城市之油滑、不及於鄉野之老實、戚氏『新書』、已有所論。……」

(4) 『萬機要覽・軍政編』校訂本(一九三八、京城、朝鮮總督府中樞院)、『增補文獻備考』影印本(一九八一年、ソウル、明文堂)

(5) 麻生武龜「朝鮮軍制史、附警察制度史」(『朝鮮史講座(分類史)』所收、一九三三～二四年、京城、朝鮮史學會)

(6) 『韓國軍制史(近世朝鮮後期篇)』陸軍士官學校韓國軍事研究室(一九七七年、陸軍本部)。車文燮『朝鮮時代軍制研究』(一九七三年、ソウ

- ル、檀大出版部)。車文燮『朝鮮時代軍事關係研究』(一九九六年、ソウル、檀大出版部)。閔賢九『朝鮮初期の軍事制度と政治』(一九八三年、ソウル、韓國研究院)。李泰鎮『朝鮮後期の政治と軍營制變遷』(一九八五年、ソウル、韓國研究院)。崔孝軾『朝鮮後期軍制史研究』(一九九五年、ソウル、新書苑)。許善道『朝鮮時代營將制』(韓國國學論叢)第十四輯、一九九一年、國民大學校韓國學研究所)。
- (7) 『宋史』卷三百三十八、蘇軾傳。軾曰、「法相因則事易成、事有漸則民不驚。三代之法、兵農爲一。至秦、始分爲二。及唐中葉、盡變府兵爲長征之卒。自爾以來、民不知兵、兵不知農。農出穀帛以養兵、兵出性命以衛農。天下便之。雖聖人復起、不能易也。」
- (8) 『肅宗實錄補闕正誤』卷十九、肅宗十四年六月乙卯條。吏曹判書朴世采。上辭職疏、附陳冊子、論時務十二條。……周室比閭伍兩之義、尙矣。唐興、始爲府兵、號稱善法。自開元以後、其制漸變、重以藩鎮煽亂。因成長征之卒、兵農遂分、天下塗炭。……
- (9) 車文燮「宣祖朝の訓練都監」(『朝鮮時代軍制研究』所收、一九七三年、ソウル、檀大出版部)。
- (10) 『宣祖實錄』卷一百七十三、宣祖三十七年四月丙申條。憲府啓曰、「訓練都監、雖是亂後權設、非朝夕可罷。……」
- (11) 金玉根『朝鮮王朝財政史研究(Ⅲ)』(一九八八年、ソウル、一潮閣)。
- (12) 『高宗實錄』卷八、高宗八年五月二十五日(甲寅)條。次對。領議政金炳學曰、「……在昔宣廟癸巳、始設訓練都監、創出三手糧。此就田結中、稅外加賦也。……」
- (13) 『顯宗改修實錄』卷九、顯宗四年十月戊午條。訓局卒、坐食厚廩、皆以市井無賴者、充其伍。
- (14) 『肅宗實錄』卷四十六、肅宗三十四年正月丁卯條。校理李肇上疏曰、「訓局之設、已至百餘年、而近年以來、法度解弛、老羸不能汰、稚弱亦參入。丁壯者、多市井閑遊之輩、兵家所謂油滑者、正指此也。莫重軍局、便爲遊民世傳之業矣。勸養無節、糜費猥濫。……」
- (15) 『英祖實錄』卷六十六、英祖二十三年十一月己酉條。左議政趙顯命上劄、略曰、「……國之根本在都民、而都民生業、不過貢物與市廛。……亂塵則各軍門軍卒、勢豪豪奴、挾勢橫擧、無所不至。扈衛三廳最甚。此輩無尺布升米之出、而自願投入者、欲藉重廳號之尊嚴、爲恣意亂塵之計。此若不禁、則塵民無以支堪。若一切嚴禁、則此輩亦無以資生。臣意扈衛軍卒之創設未久、而無甚緊要、不可不革罷。亂塵者、各別嚴禁。如有犯者、并令主將而論以不檢之罪爲宜。……」
- (16) 『肅宗實錄』卷三十七、肅宗二十八年八月癸未條。領議政徐文重、陳劄辭職、兼進別單。……其別單曰、「……且都監式年砲手、俱戶保八百、每三年、分定上送者、所以代定元戶有頃之額、而皆備軍餉、以爲軍門需用之地。或停或減、以觀前頭更議、亦或一道矣。……」
- (17) 『萬機要覽』軍政編、卷二、訓練都監、六道陞戶。共一百九十一戶[宣祖癸巳(一五九三)、初設京鄉砲手抄定之法。即陞戶也。京畿二十五戶、關東二十戶、海西三十戶、湖南五十戶、湖西四十戶、嶺南三十戶、松都五戶、京三十戶。諸道以壯健實戶、准五式良丁者選上、以充軍額。若闕額多、則保人中、加定別陞戶。孝宗壬辰、罷別陞戶。顯宗丙辰、罷京東伍。肅宗甲午、罷三保及松都陞戶。正宗己酉、京畿二十戶、移屬壯勇營、而其中四戶、以壯勇營屬邑權減。當壬壬戌、罷壯勇營、還屬本局、權減者仍減。]
- (18) 『增補文獻備考』卷一百十六、兵考八、軍門、訓練都監。陞戶、京畿二十五、黃海道三十、全羅道五十、慶尙道三十、忠清道四十、江原道二十。
- (19) 『正祖實錄』卷十六、正祖七年七月壬辰條。敎曰、「日前軫念畿民之弊、禁御上番軍、訓局抄上陞戶、皆令退期。今聞兩湖農形、未得雨處、無異畿甸云。在朝家一視之政、豈可或施或否。今式年兩湖抄上陞戶、并待明秋、選上。曾聞、一人抄上、資送之需、動費幾十家之產。侵隣徵族、貽弊萬端。予則以爲、抄上退期之政、在所不已之舉。令廟堂行會各該道監兵使處。嶺南年事、頗有登稔之望云。而甫經瘡痍、理宜煦濡。」

抄上陞戸、亦依三道例、退限之意、一體分付。」

『正祖實錄』卷四十九、正祖二十二年十月壬寅條 延日縣監鄭晚錫、應旨上疏曰、「……訓局陞戸抄上之時、資裝之費、一名所入、至於三四百金之多、而其所措辦、各邑不同。或徵富戸、或徵族屬、或斂於砲保、或斂於結戸。每當抄上、必一場纏騷、冤聲藉藉。宜自京營募勇健、以補軍隊、永罷外邑抄上之規。……」

『御定洪翼靖公奏藁』卷二十八、軍旅類、軍制、訓局 乙酉（英祖四十一年、一七六五）夏、訓將具善復奏曰、「訓局陞戸、立法甚重、每式年、各道抄上一百九十名、蓋爲重輩下親兵之意。而本局將校、專以行伍陞差、則抄擇之道、尤當自別。而近來外邑、舉行懈弛、或雇立上送、充伍之後、旋即逃竊。每以京募軍充其代。軍兵之壯健、終不如一邑之擇一人者矣。」公「領相時」奏曰、「陞戸之法、近漸懈弛、當爲抄擇者、率多富實、故百計圖免。其所苟充者、全是殘弊無根着者。宿衛之疎虞、誠爲寒心。將臣不必別爲陳稟。一邊事目施行。不勤舉行之一二守令、草記重繩、則可以懲罪而革弊矣。」上曰、「可。」

『純祖實錄』卷三十、純祖二十九年十二月庚午條 訓鍊大將趙萬永達言、「訓局陞戸抄上、法意至嚴且重。始以外邑頭民之有根着身手膂力者、待式年點上、以補輩下親兵。蓋做强幹弱枝之意也。法久弊生、近來則如值抄上之時、則稍有富實者、行賂圖免、畢竟無依浮浪破落戸者、利其資錢、自募而來。在京無賴之輩、資緣下往、百計代點。點立無幾、逃亡相續。烏在其陞戸本意乎。六道抄上之處、爲三百邑。邑各一陞戸爲式、則恒留不下三百名矣。如有關額、不待式年、隨關徵代、則在本營有陞戸之名、在外邑祛抄上之弊、可謂兩美俱存、京外息鬧。如當式年、則當抄上之邑、依前抄充陞戸案、而仍留本邑、做鄉軍除番收布例、并保代錢捧上、則庶補接濟。請下詢大臣處之。」左議政李相璜曰、「如是則京營・外邑事情、似俱便矣。」從之。

『正祖實錄』卷四十九、正祖二十二年十月癸卯條 備邊司覆啓曰、「延日縣監鄭晚錫上疏所陳六弊、……其一、訓局陞戸抄上、資裝有弊事。

訓局陞戸、乃是輩下親兵。式年抄上、法意至嚴。城市之油滑、不及於鄉野之老實。戚氏『新書』、已有所論。其在簡軍伍、重宿衛之道、決不可以些少民邑之弊、遽然容議於通變之方。置之。」

〔22〕前掲註（20）の史料に「六道抄上之處、爲三百邑」とある。

〔23〕『六典條例』卷八、兵典、訓鍊都監、總例 六道陞戸、共一百九十一戸「每式年、抄上矣。哲宗辛酉（十二年、一八六一）、每邑只存一名、其餘捧資裝錢、以補軍需。」

〔24〕前掲註（17）、及び（23）、參照。

〔25〕『顯宗實錄』卷十六、顯宗十年二月戊辰條 時、都監軍兵、無益於實用、而徒費國廩。人皆有尾大難掉之憂。

〔26〕別隊創設の本來の意圖は、老論においては「兵農一致」への回歸にあつたが、南人勢力はこれを自己の權力基盤とし、いわゆる「北伐」を名目として軍備の擴張を繼續しようとした。李泰鎮前掲書（註6）、參照。

〔27〕車文燮「禁衛營研究」（『朝鮮時代軍制研究』所收、一九七三年、ソウル、檀大出版部）。

〔28〕『肅宗實錄』卷十三、肅宗八年四月甲辰條 引見大臣・備局諸臣……左議政閔鼎重曰、「訓局軍兵、徒費廩料、與市人無別、不可爲緩急之用。故先王爲此之慮、設立訓局別隊、欲爲漸次加數、上下輪番、一如御營軍之制、罷其元軍、以省餉食之弊、而未及變通矣。若以精抄・別隊、合爲一軍、則訓局軍制、終無變通之望。豈不與先朝本意、大相謬乎。此一不便也。……」

〔29〕『仁祖實錄』卷四十七、仁祖二十四年十二月癸酉朔條 命以精抄軍、宿衛兩宮。先是、抄出上番軍士中精壯者、名曰精抄軍、除其雜役、鍊習才技、以爲緩急之用。至是、命於精抄之中、又抄一百數十人、半在大殿差備門外、半在世子宮門外、而使中使掌之、日教以坐作擊刺之法。能者賞以酒食。

〔30〕精抄軍の指揮は、當初は宦官（中使）が掌っていた（前掲註（29）の

史料に「使中使掌之」とある。これは唐朝の宦官が北衙禁軍を指揮していたことと同じで、要はそれが君主の「私兵」であったことを示している。

(31)

『顯宗改修實錄』卷十、顯宗四年十一月戊寅條 精抄軍、舊以騎兵中抄擇、輪直於闕內、僅百餘人矣。金佐明爲兵曹判書、加至數百。其後庚戌、兵判洪重普建議、仍舊制、廣擇騎兵戶保中精壯者、增其額、至四千四百八十人。每人給資裝保一人。其後以資裝保、陞戶作隊、又增至八千九百六十人。分爲八番、每以五哨、輪回上番、使其保納米、以給番糧。初、置都提調、未幾罷之、號爲精抄廳。以兵曹判書爲大將、與禁軍分作左右隊、每月習操、如兩局之制。其後丁巳、因大臣議、去精抄廳之號、以其兵還屬兵曹。而兵額及他規制、依舊。

(32)

『顯宗實錄』卷十七、顯宗十年十一月庚寅條 副校理金錫胄、上疏曰、「……臣伏見本館諸臣所進劄本中、備陳新抄別隊之事。臣請復得以申言之。臣聞治兵之道、貴乎精、而不貴乎博。便乎更番、而不便乎長征、則日者訓局之議更兵制者、即務精之策也、即更番之法也。……」

(33)

『宋書拾遺』卷七、雜著、輟對說話 上 孝宗 曰、「……然予之所以日夜勞思者、則惟養兵事也。卿前言、養兵養民、必相妨。何以則不相妨耶。」(宋時烈)對曰、「此非臣之言、乃朱子說也。臣意以爲、凡係財力者、一切勿爲浪用、盡歸之軍需、則軍需漸足。又行保伍之法、使民丁無有漏失、然後每三人中、擇丁壯一人爲兵、以習弓馬之藝、而餘二人則出布、以養其一兵、如今御營軍之法、則以兵養兵、似無侵及於農民之事矣。……」

(34)

『仁祖實錄』卷二十八、仁祖十一年七月丙申條 反正之初、抄簽公私賤・丁壯、作一隊、名之曰御營軍、復戶、除雜役、人爭投屬。○『顯宗改修實錄』卷二十二、顯宗十一年七月壬戌條 蓋以國家、懲麗代家兵之禍、祖宗朝數百年、雖當國權奸、未嘗假以兵柄矣。仁祖反正、勳臣皆是武臣、且值邊境多虞、廣聚兵衆、各立門戶、各專旗鼓、六七軍門、布列於都城。宰相有權力者、以不得一軍門爲恥、居家而統率兵戎、

盡復家兵之舊。逆節由是而萌起、如沈器遠・金自點之類、可見也。此固爲異日亡國之樞柄、而至於殖貨括丁、屯田縮稅、使國力日困、國勢日蹙、民怨朋興、積弊滋起、國不可爲、而民不見保者、皆諸軍門之故也。可勝痛哉。

(35)

『仁祖實錄』卷一、仁祖元年三月丙午條 上御西別堂、引見金瑬・李貴・沈器遠・崔鳴吉・金自點・金慶徵、曰、「今日之事、專賴兩大將及公等之力。予甚嘉歎。奮發忠義、忘身殉國之士、千載一二人而已。豈如今日之多乎。」鳴吉對曰、「此乃天命所屬、而祖宗之所默佑。臣等何力之有。且在外之人、初不知舉義與否、故危疑之際、不可無備。今則人心已定、更無可憂。扈衛諸軍、宜皆罷遣。」上曰、「未行犒賞、故時未罷遣。其有功勞者、速爲詳查、可矣。」器遠曰、「市民之募得者、何以處之。」鳴吉曰、「臣意市民之無賴者、利其掠奪財物而應募、無益而有害、宜罷之。」瑬曰、「市井之民、爭來應募者、豈有他故。只喜乘馬馳突、奪人之財耳。昨日犯法者、皆新募之人。益驗其有害矣。」貴曰、「二人之言、皆是。但爲人輒沮之。從此奉身而退矣。」

(36)

前揭註(34)、參照。

(37)

『續大典』兵典、軍營衙門 御營廳「仁祖朝甲子、始置御營使。孝廟朝壬辰、始設軍營。肅廟朝丙戌、改以一營五部之制。○駕前別抄武士、依駕後禁軍例、久勤調用。」○『增補文獻備考』卷一百九、兵考一、軍門、御營廳 仁祖二年、始置御營廳。

(38)

崔孝軾『朝鮮後期軍制史研究』(一九九五年、ソウル、新書苑)、特に第二章「御營廳」、參照。

(39)

車文燮『禁衛營研究』(『朝鮮時代軍制研究』所收、一九七三年、ソウル、檀大出版部)。

『東史年表』(魚允迪撰) 肅宗八年條 合精抄廳、及訓局別隊軍、設禁衛營。

『萬機要覽』軍政編三、禁衛營、設置沿革 肅宗壬戌、判書金錫胄兼訓將、先減訓局軍摠、改定部司、以省糧餉。抽出中部別隊與精抄軍、

合設爲一百三十六哨、分作十三番、號爲禁衛營、置都提調「議政中爲之」。大將「兵曹判書仍兼」。兼提調「以他官兼」。○初以大將劇務也、兵財難付一人、別設提調。丁卯、因大臣議、減提調、令兵判兼管。與訓局・御營、爲三軍門。

(40)

『御定洪翼靖公奏藁』卷二十八、軍旅類、軍制、禁衛營 辛巳秋、李章吾奏曰、「上番郷軍、烟戸雜役、勿侵軍、特教非（至）（止）一再、而各邑守令、終不奉行、至於將不得奠居之境、事極駭然。更加嚴飭、爲好矣。」小朝曰、「大臣陳之。」公「右相時」對曰、「民有三役。有身而有身役之布、有田而有結役之布、有戸而有戸役之納。戸役、即烟戸雜役也。禁御兩營正軍、則輪回宿衛、與他尋常身役者有異、故自朝家特許蠲免其戸役、以示優恤之意。而近來守令、全不畏法、間有橫侵之患。此而不禁、則上番之卒、無以支保。其爲深慮、不特朝令之不行。此後又復如此、則自該營、另加詳察、即爲草記論罪事、申飭好矣。」小朝曰、「依大臣所達、舉行焉。」

(41)

『正祖實錄』卷四十四、正祖二十年三月戊辰條 訓鍊大將李柱國上疏曰、「……伏念禁御兩營上番之法、一以爲守禦之道、一以爲教鍊之方、當初設施、非不美也。而上番之規、五年爲一次、及其替番、不過二朔、則其所操鍊者、殆同十寒一曝。坐作進退、隨人頤使、指揮號令、仰人口吻、則安在其教鍊之法意也。且況往來之際、徒費糧資、廢農業。郷軍上番之弊、有如是矣。……」

(42)

『純祖實錄』卷二十三、純祖二十一年五月甲戌條 次對。……戶曹判書朴密壽啓言、「國恤時、臣曹應用三十餘萬兩、外此、大事稠疊、入用浩多、其勢不得不別般變通。顧今京外衙門、實無着手之處。在前如此之時、多有禁御兩營郷軍停番、取用其錢米之例。自今九月爲始、限以五周年停番、本曹取用、則目下經用、庶可以牽補架漏、故敢此仰達。請下詢大臣處之。」

(43)

『純祖實錄』卷十九、純祖十六年十一月乙丑條 次對。……戶曹判書朴宗慶啓言、「今番鑄錢、爲其質米補縮之地、而至於錢邊所需、亦多

不足。禁御兩營、郷軍停番、并資保需用、在前多有行之之時。然此不過近而六七朔、遠而一周年、有名無實。而且訓局軍、許久助番、其勢末由。……」

(44)

『純祖實錄』卷二十五、純祖二十二年二月丙戌條 次對。……議政金載瓚啓言、「郷軍停番、若非自上特教、則即是以遇歎蠲惠之意、不斂軍錢、只停上番之役而已。自近年以來、爲大農經用之不敷、自下仰請、或二年停番、甚至於五年停番、合爲七年。而輦轂之下、無宿衛之制者、已萬萬踈虞。況斂軍錢而補經費、不但有傷於國體、豈可使聞於後人哉。且訓局軍兵、替當兩營軍役、無以支堪、莫不怨咨云。此豈細故哉。今年則已爲斂錢入用、雖無可追、而自明年、即令依舊徵番之意、分付禁御兩營、更無敢以生財之方、輒發停番之請、仍爲各營定式。」允之。

(45)

『英祖實錄』卷五十、英祖十五年九月庚戌條 上御崇政門、行朝參。召見五部父老、問民弊。有以京騎兵弊爲言者。上問京兆官。左尹李普赫奏曰、「京騎兵之目、始自國初。戸額爲一千、而保人爲三千。戸則在京、而保則在郷。無論戸與保、竝收布二疋、以備京中諸處役軍雇價。而自設各軍門以來、良丁無以填補、侵督充定之際、都民有騷擾之弊矣。」上曰、「王者爲民、豈可聞其弊、而不之恤耶。京騎兵名目、自今革罷。亟令備局、變通區處。」

(46)

金玉根著『朝鮮王朝財政史研究(Ⅱ)』(一九八七年、ソウル、一潮閣)、特に第七章「均役法」。車文燮「壬亂以後の良役と均役法の成立」(『朝鮮時代軍事關係研究』所收、一九九六年、ソウル、檀大出版部)。

(47)

『英祖實錄』卷七十一、英祖二十六年五月庚午條 史臣曰、是時民困於二疋之役、故有遊・口・戸・結四議、欲蠲其弊、久而不決。於是、減一疋、稅漁・鹽・船、欲充其減數。噫、自古蠲役之法、莫過於節用以裕民。我國七十萬、二疋之徵、大半爲無名之費、顧未能節其用度、乃反東侵西削、以稱其減布之數。舊徵之減雖幸、而新徵之怨倍至。不幾乎剗心而醫瘡乎。可歎也已。

(48)

同右、英祖二十六年七月癸卯條 史臣曰、……均役、破東補西、舍本就末。有更張之名、而無更張之實。不旋踵而爲弊甚巨。嗟夫。

『顯宗改修實錄』卷二、顯宗卽位年十二月甲寅條 上御興政堂、引見領相鄭太和、右相鄭維城、禮判洪命夏、戶判許積。……工曹判書閔應亨、亦於是日、請對入侍曰、「今年飢饉、前古所無。此由丙子後、以供給清人之故、貢案外、又有科外之斂、而不就貢案、有所裁減、天怒民怨、積漸而致此災。且訓局恒食之軍過多、國中民力、盡歸於此。此軍初不過三千、加額之數、今至六千。戶曹一年經費、十二萬石、歸於軍餉者、八萬石。古者三年耕、餘一年之食。九年耕、餘三年之食。是以堯湯之時、雖遇水旱之災、國無捐瘠之民、以其有蓄積也。今除軍餉、戶曹經費、只四萬石。給災則又不滿此數。以何蓄積、賑救飢民乎。……恒食之軍、則物故老弱之代、勿復充補。去年加抄七百名、盡皆罷還、則所減軍糧、亦可爲賑資。且御營軍、足當訓局兵減去之數。軍政亦無疎漏之患矣。若因循此轍、不爲裁省、則明年飢饉、難保其必無、而國勢益至危蹙矣。孟子曰、『國必自伐而後、人伐之』。今此恒食之軍、乃是自伐之大者也。……上曰、「他餘事、予已悉聞。亦當徐徐裁減矣。」

(49)

『顯宗實錄』卷二十、顯宗十三年九月辛卯條 上御養心閣、引見備局諸臣、金萬基·李端夏等。吏判李慶億、戶判金壽興、亦命招入侍。李端夏進曰、「我國曾無給料之兵。宣廟朝、相臣柳成龍、因飢民賑恤、抄其丁壯、教以兵法、其數初不滿數百。即今都下砲手五千五百餘人、而此外又有別隊千人、御營兵千人、精抄兵五百人、禁軍七百人。各聽軍官、且近萬人。比之丙子前、其數倍徙矣。今常稅之入十二萬石、而費於養兵者八萬石、只以四萬石爲國用、已甚不足。而又欲捐此、以球飢民、其亦難矣。爲國之道、莫先於得人心。而聞上年所給糴穀、悉令徵捧。若是而可得人心乎。苟得人心、國人皆兵、緩急可恃、豈必待籍軍之名乎。由此言之、裕用之方、莫先於減兵。」竟寢不行。

(50)

『肅宗實錄』卷十一、肅宗七年五月辛未條 護軍李敏敘上疏曰、……

(51)

輦下冗兵之坐食者、至於過萬。臣聞、地部歲入僅十二萬石、而軍食居八萬。其餘爲祭祀、官祿、及國之凡百費用者、不過數萬。國體之謬戾、實古今之所未聞也。自古養兵、必視國力之貧富。今以千里之邦、民窮財竭、內外空匱、而隸籍廂衛之卒、無慮十數萬。此亦何等制置也。臣願亟令廟堂與主兵諸臣、因前已降之明旨、先定規模、大加裁量、要使禁衛不闕、國力不匱、則豈非經遠之善圖也。訓練別隊、御營軍上番之類、姑宜罷遣。各軍門無兵之將領、無用之隊率、亦宜汰減。以其糧廩、移給賑資、則可以轉無用爲有用。

『肅宗實錄』卷十一、肅宗七年正月庚午條 (宋) 時烈曰、「訓局別隊、已成痼弊。臣嘗見朱子書、古者軍兵皆在田野、只於行師時、受食於國。宋時則軍兵常食於公家、此無日不戰也。即今訓局砲手之料、幾至八萬石、朝臣頒祿、不過四萬餘石。蓋砲手非祖宗朝故制也。壬辰後、柳成龍建議設置。臣聞、壬辰前、頒祿後遺在、常三十萬石。當時猶謂之貧國。即今則三十萬石、何可望乎。今若在京砲手願下鄉者聽之、有逃故則其代、充定於御營軍、則京砲自減、而御營軍漸多矣。置兩大將、如漢南北軍之制、則可爲有用之軍矣。御營軍、則居鄉習勞。砲手則安坐於家。故臣見溫泉行幸時、御營軍則能疾走往返、而顯仆道路者、皆是訓局兵也。」

(52)

『肅宗實錄』卷十三、肅宗八年四月甲辰條 兵曹判書金錫胄曰、「先朝設立別隊之本意、臣亦知之。苟能盡易長征、作爲更番、自食保米、不費國廩、則可謂計之善者。然而以今訓局形勢論之、則既不可猝變、以今朝廷議論言之、則又欲見其速效、不得不爲此小變之策耳。訓局元軍之減去者、七百有奇、則歲省料米六千七百八十餘石。還于戶曹、可無三手糧不足之患。歲省衣布一百二十七同。今爲本局羨布、可代戶曹中旬賞格之費。精抄保、還屬兵曹者、五千八百七十餘石。所捧布可二百三十五同。亦足補用於經費。此等小效可以立見、實有愈於全不變通矣。或言訓局之卒、何不又減千數云。而臣較量前後廂隊之用、及內外直宿之役、若夫更減於五千之數、則實難成其貌樣。且臣以長征爲不可猝變

者、蓋更番之制、例以兩朔爲限。一年之間、當立六番。每番之軍、當滿五千。五六三十、合爲三萬。而三萬戶首之保、又當爲九萬。三與九合、都數爲十二萬矣。以即今閑丁之難得、從何搜出十二萬之數乎。砲手之類、生長京輦、人物伶俐、裝束鮮明、常時使用、有勝於外方之軍。臣以爲、訓局元軍、終不可盡罷也。」

〔53〕『肅宗實錄』卷四十、肅宗三十年十二月甲午條 釐整廳、進五軍門改軍制、及水軍變通節目。……訓練都監、則舊軍制、一營二部二十六哨、及諸色軍軍需保、砲保、餉保等、仍存舊額、不復增減。……且論都監軍制曰、「此軍門、以長征之軍、坐靡太倉之粟、計軍兵之額、不滿一軍之制、而以軍摠五千餘人、一年所養之費、足養二年二朔輪番三萬餘之軍。……」。

〔54〕『藥泉集』第三十三、書、答崔汝和（崔錫鼎、字汝和）「己卯五月十日（肅宗二十五年、一六九九）」自古有國家者、皆以厲民而養兵、至於危亡。我國則以逸民而困兵、至於削弱。毋論古制、只以今日南北二敵言之、倭人督使農民、悉斂其穀、以養其兵、而農民則只食土芋。清人選入披甲、則廩給豐厚、九族賀慶。此所以兵卒精強者也。我國疲孱備巧之類、無以得免於軍役、有萬般椎剝之苦。稍有氣力者、巧避簽丁、得終身逸遊之樂。即今軍額、誠多名色矣。然漏於軍籍者、亦不爲不多。此則國家難於搜括、守令不敢誰何、制度習俗、流來如此。此所以我國軍兵、多亦羸、少亦羸。增亦羸、減亦羸。今不能一變舊制、使民樂充軍伍、則雖於前額減其九而存其一、亦必無得精之理。務精不務多、非所可論於今日矣。中外軍兵中、唯訓局兵、以廩厚之故稍勝。御禁兩營兵、以上番給糧、且免束伍煙役之故、次於訓局。兵以衛國、而於此稍勝之兵、多數減削、誠有重難者。國家如有大段通變、庶可以更復前規。如其萬不得已、則無寧革罷新設之禁衛、雖於兵制爲疏、其於革弊爲大矣。……

〔55〕『正祖實錄』卷二十五、正祖十二年六月癸卯條 右通禮禹禎圭上疏、進冊子、名曰『經濟野言』。

〔56〕『經濟野言』（ソウル大學校奎章閣本、奎三二八七）軍制變通之策 古者寓兵於農、稅歸經用、賦歸軍兵。出兵曰賦者、蓋以是也。兵農分而養兵始焉。國初、外設鎮管、內置五衛、輪回遞番、必立本軍、不用養兵之制。其後有騎步兵城役之事、遠外軍兵、裹糧有弊、使之給價雇立、始有徵布之規。壬辰亂後、勅設訓局、於是乎徵布而養兵。其所屬元軍、爲五千餘名。此即以民養兵也。其後又設禁御兩營、此則以兵養兵也。至於守禦、摠戎二廳、只設牙兵、定以私賤、實於圻甸、且徵保米、而立番將校、以此接濟。所謂牙兵、只存名目、不足有無於緩急者也。……粵在顯廟朝、特軫此弊、果爲變通、而不善舉行。軍額尙多、朔料不敷、此豈因循而不思善策乎。……而我朝訓局之軍、置以五千二百、無已太多乎。……則況以我東之小邦、置五千軍於都下、猶且養之、則安得無財竭之患乎。今若限以三千、抄其丁壯、汰其老弱、務置精強、衛護京都、則茲可爲國富兵強之術矣。……今若一依訓局之制、禁御兩營軍、自五部而募得、各置一千五百名、每番以五百人入直、分以三番、則此皆強兵銳卒、非鄉軍之比也。……特令廟堂商確釐正、可也。

〔57〕『正祖實錄』卷四十四、正祖二十年三月戊辰條 訓練大將李柱國上疏曰、「我國軍制、束伍之規、倣用周室兵農之制、分番之法、採取唐家長征之例。壬辰以後、五衛變爲諸營、則祖宗朝隨時沿革之意、猗歟盛矣。然京城爲八路之根本、而輦轂之下、見存軍額、不滿萬數、臣常憂都下軍制之疎虞。……今我聖上、深軫宿衛之單弱、特設壯勇一營。從今以往、京師控禦之地、增修陰雨之備、前聖後聖、其揆一也。伏念、禁御兩營上番之法、一以爲守禦之道、一以爲教練之方。當初設施、非不美也。而上番之規、五年爲一次、及其替番、不過二朔、則其所操鍊者、殆同十寒一曝。坐作進退、隨人頗使、指揮號令、仰人口吻、則安在其教練之法意也。且況往來之際、徒費糧資、廢農棄業、鄉軍上番之弊、有如是矣。今以御營論之、各道所在鄉軍之數、爲一萬六千三百名內、卜馬軍爲一千一百七十五名。每番以五哨、輪回上京、而凡軍則每名資保爲一名、卜馬軍則每名資保爲二名、元軍與資保、合爲三萬三千

七百七十五名。今若竝充軍保、收其身布、則爲六萬七千五百五十兩。且其自京接濟之料米、爲四千八百五十石、旅需錢、同糧木等所下、爲六千八百餘兩。統而計之、恰爲九萬八千六百餘兩。禁營之軍額資保、大略相同。以臣愚見、莫若永革鄉軍上番之規、收上身布與保米、而兩營軍額、以各營將校子枝、及五部良民之有根着者、各限一千名填充、俾作二司十哨之制、恒在郡下、而一年接濟之需、假令元兼料竝米、爲一萬四百餘石。奉足及草價等所下、爲二萬三千四百餘兩。竝計爲七萬五千三百餘兩。以其所捧、計其所用、其所贏餘、各爲二萬餘兩。……以此爲不虞之備、則足食足兵、莫過於此。鄉軍則可無廢農往來之苦、都民則庶有沾料資生之道、豈不兩便也哉。……」

(58)

『東史年表』(魚允迪撰) 正祖十五年條 設壯勇營、屬扈衛廳。

『正祖實錄』行狀、正祖十五年條 設壯勇營。先是、壬寅春、遵肅廟故事、選武藝出身、及曾經營校者三十人、分番、直明政殿南廊。乙巳、稱壯勇衛。又倣戚氏南軍之制、置五司二十五哨。是年、減禁旅一番五十人、移設壯勇衛。用額外內禁衛之規、設額外壯勇衛十人、以士夫充之。又置善騎隊三哨、以訓局京畿陞戶移屬之。馬步京鄉軍三千四百五十。用兵曹別付料兵房之規、設兵房、領軍務、號曰壯勇營。

(59)

『韓史纂』卷四、正祖十九年條 去年、城水原。春閏二月成。取華人祝堯之語、名之曰華城。城制之備、爲國中第一矣。王痛先世子之事、常思所以滿瀛者。蔡濟恭以爲、「如此、然後方可以伸王之孝」、謂之時論。金鍾秀等以爲、「如此、無以安英祖之心」、謂之辟論。華城既成、王乃以衣帶、密教授濟恭。或謂、「王欲大芟先世子之讐臣、故作壯勇營及華城、因謀其事于濟恭」云。

(60)

『正祖實錄』卷四十六、正祖二十一年正月庚午條 上巡城。……謂廣州留守徐有隣曰、「故相柳成龍謂、『訓練都監、宜開屯於京畿地方、而訓局軍萬名中、五千名、在京操鍊、五千名、赴屯耕作、以爲兵農相寓之義』。其意甚好、而寢不行、誠可惜也。予於壯勇營、略倣此規、設置鄉軍於畿邑、爲一營五司之制。蓋出於環連拱抱、輔車相須之意也。

……」

同右 上曰、「本營鄉軍之設施、意義有在。最初楊根·加平·砥平、先出二哨、而此則屯田在於渠輩門前、故足爲兵農相寓。……」

(61)

李泰鎮前揭書(註6)、參照。

(62)

前揭註(44)、參照。

(63)

『純祖實錄』卷十一、純祖八年八月己亥條 御營大將李堯憲啓言、「曾於先朝甲寅、以華城城役物力之各處貸下還報次、本廳五哨鄉軍上番中、每哨各除二十七名、合一百三十五名減番、收其身布及資裝保錢、以爲排年計減者、今已畢報。自今十一月爲始、當爲復番徵立。而鄉軍番上、最是民邑之痼疾、雖若干名之減番、除弊不些。今若復舊徵上、則十五年安於除番之餘、其所爲弊、無異新創。……」

(64)

前揭註(13)、參照。

(65)

『六典條例』卷八、訓練都監、習陣 每朔、初九日·十九日、設行「大將有故、都提調設行。○正月·五月、各一次。六月·七月·十一月·十二月、以隆冬·盛暑、頃稟」

同右、禁衛營、習陣 每朔、初十日·二十日、設行「大將有故、都提調設行。○正月·五月、各一次。六月·七月·十一月·十二月、以隆冬·盛暑、頃稟」

同右、御營廳、習陣 每朔、初十一日·二十一日、設行「大將有故、都提調設行。○正月·五月、各一次。六月·七月·十一月·十二月、以隆冬·盛暑、頃稟」

『正祖實錄』卷五十、正祖二十二年十一月丙寅條 教曰、「京營門習陣、若值雨雪、先停後啓、自是金石之典。……」

(66)

『肅宗實錄』卷六十四、肅宗四十五年八月癸丑條 藥房入診。診候畢、……(都提調李) 頤命曰、「三軍門、自初設時、大將有故、則有中軍代行操鍊之規矣。當甲子·乙丑年間、亦有此例。而丙寅年、申汝哲爲大將、以爲、『軍門重事、以中軍、已涉未安。中軍有故、則至以假中軍替行、事極不當』。大臣亦以爲然、遂有勿以中軍替行之命。而其

後又以大將有故、則都提調替操定式。而都提調多是老病人、不能每每行之。都監則乃是京軍、雖或停操、亦得間開行之。而禁御兩營、皆是郷軍。上番時、大將有故、則或未經一番習陣而去。戎政之疎虞、誠甚可慮。……」

(67)

『正祖實錄』卷六、正祖二年九月丙申條 副司直姜游上疏曰、「……春秋操鍊、法意甚重。而向來、內而各軍門、外而諸道臣、爲念軍兵之弊、輒爲之停操。雖若爲目下之惠、終難免姑息之政。……」

(68)

『肅宗實錄』卷十一、肅宗七年正月庚午條 左議政閔鼎重請對、召見。仍命領府事宋時烈、同爲入侍。……時烈曰、「……御營軍、則居郷習勞、砲手則安坐於家。故臣見溫泉行幸時、御營軍、則能疾走往返、而顧仆道路者、皆是訓局兵也。」上曰、「御營軍、於兵亂時、亦嘗得力矣。」時烈曰、「先王嘗下教於臣曰、「砲手減除之策、吾得之矣。各道監司・兵使牙兵之數甚多。以此移屬御營、而以其移屬之數、減於訓局、則似好」云。而仍減砲手一千矣。厥後、大將柳赫然、不能善處、弊至於此、非臣本意也。……」

(69)

『肅宗實錄』卷三十一、肅宗二十三年八月壬申條 領中樞府事南九萬上劄曰、「諸營・禁衛・摠戎等上番軍兵、竝請停番。訓局束伍・砲手之抄送、竝與番休之兵、循例上番、尤涉有弊。所當一例請停。而愚臣淺慮、輦轂宿衛之卒、只有都監兵數千人、而近來軍政、實多頹弛、物故有頃之代、多以京中游惰之類苟充。自古兵家、最忌市人。以爲、油滑不可用。誠可憂也。養此京市人及老孱之類、不幸有變、將何以應之。別令諸道各邑、只抄戶首上送、保人使之追後充定、則二百名之分排、雖大邑、似不過一名。且以保人陸實、亦異於初簽之騷擾。惟聖明之裁處。」

(*)「只抄戶首上送、保人使之追後充定」とあるから、まず戸首を選んでソウルに送り、保人については戸首本人に後から選ばせて充定するのである。

(70)

『肅宗實錄』卷三十八、肅宗二十九年正月丙辰條 (李) 寅燁曰、「國

家一年稅入、大約三十萬石、而八萬餘石、歸於軍兵放料。訓局軍兵、多是市井遊惰、常時飽食安坐。或值陵幸、行走十餘里、輒多僮仆、誠爲寒心。……」

(71)

『肅宗實錄』卷四十六、肅宗三十四年正月丁卯條 校理李肇上疏曰、「訓局之設、已至百餘年、而近年以來、法度解弛、老羸不能汰、稚弱亦參入。丁壯者、多市井閑遊之輩。兵家所謂油滑者、正指此也。莫重軍局、便爲遊民世傳之業矣。勸養無節、糜費猥濫。臣嘗反復思度、竊有一得之愚。戶首有闕、擇保人中壯實者、抄選必精、一便也。脫其耒耜之勞、得以受廩坐食、施恩易而習藝勤、二便也。生長畎畝、筋力壯健、必勝於京軍、三便也。郷民大抵朴野淳質、可易使而無難制之患、四便也。外方軍兵、見其同類以壯實陞戶、受國厚養、爲拔身之階、皆羨慕自勵、五便也。」答曰、「郷軍陞戶、纔已變通矣。」

(72)

『英祖實錄』卷十六、英祖四年三月甲戌條 都巡撫使吳命恒、破賊、獲賊魁麟佐等、檻致京師。……命恒性寬厚、將士有罪、則略加誨責、不鞭一人。趙顯命諫曰、「不以威濟寬、難以律衆。」命恒曰、「國家昇平百年、京軍素油滑。今猝以刑戮加之、必有怨懼離心者。不如撫以恩意、激以忠義、得其死力之爲愈也。」

(73)

『增補文獻備考』卷一百十六、兵考、軍門。

(74)

牢子(軍牢)については、いわゆる「棍杖」を奉持して國王の舉動(行幸)に従うその姿が各種の儀軌圖に數多く描かれている。拙著『朝鮮朝刑罰制度の研究』(二〇一九年、京都、朋友書店)、特に第四章「儀仗と刑杖——朝鮮後期の棍杖刑について」、參照。

(75)

朝鮮總督府編『朝鮮語辭典』(一九二頁)の「塘報旗」の項に「斥候兵の信號に用ふる旗」とあり、同じく「塘報手」の項に「斥候兵」とある。

(76)

『萬機要覽』軍政編、訓練都監・禁衛營・御營廳、軍摠條、參照。

(71)

『英祖實錄』卷四十五、英祖十三年閏九月壬戌條 憲府「持平李昌誼」申前啓、不允。又啓請、「……扈衛三廳、正案元額外冒屬、及各軍門

七色標下、待年置簿。請亟令廟堂、量宜沙汰。……」答曰、「……冒屬沙汰事、方有備局舉行。……」

- (78) 『顯宗改修實錄』卷九、顯宗四年十月戊午條 訓局卒、坐食厚廩、皆以市井無賴者、充其伍。前後大將、以勳宰重臣有氣勢者爲之、不知師律之當嚴、驕兵之不可用、特以其所領而偏護之、養成驕悍之習。橫挐都市、凌轢朝士、姦猾恣行而莫之治、人皆以爲憂。

- (79) 『英祖實錄』卷五十九、英祖二十年四月己酉條 持平任珣上疏、論十條。……其論釐軍制、略曰、「先罷守禦、摠戎兩廳、付之於長湍、廣州二邑、使兼使號、一如諸道兵營、則京標下、無事而食者、可減也。……」上優答之。

- (80) 車文燮『守禦廳研究』(『朝鮮時代軍事關係研究』所收、一九九六年、ソウル、檀大出版部)。

- (81) 『正祖實錄』卷五、正祖二年閏六月壬午條 時原任大臣、備局堂上、六曹、三司之臣、獻守摠兩營合設議。……行兵曹判書李徽之議曰、「守摠兩營、兵在鄉、將在京、紀律不習於觀瞻、戰守難責於緩急。然而欲倣京營之制樣、以存大將之威儀、則有將校焉。有京標焉。曾未參衛於蹕路、徒爲觀美於戟門。其爲冗兵冗食、無過於此。

- (82) 『萬幾要覽』軍政編、禁衛營 各色京標下七百六十四名「……以上各軍、料米九斗。……」

同右、御營廳 各色京標下軍七百八十一名「……以上各軍、竝料米九斗。……」

同右、摠戎廳 標下軍一百九名「十九名、有料」。

- (83) 『英祖實錄』卷八十五、英祖三十一年七月丙子條 訓練都監啓言、「本都監、當初設立時、軍制草創、凡需荷簡。馬步軍兵料、則自度支管、以三手糧放下。布、則自本局、以砲保布分給。而此外、無財力出處矣。二去庚戌(顯宗十一年、一六七〇)、始置下馬軍、每隊一名、從願、募自備馬隨行者、合爲三百三十四名、而朔料則以別隊餘保之散在各道者、定爲軍餉保、每年收米、合四千餘石。一年所捧、僅支一年之料。

馬太則初不磨鍊矣。軍行輻重之緊要、平時使役之偏苦、非他軍之比。而獨無馬太者、誠極矜憫。其後軍門、常欲變通、分給馬太、而計無所出、因循至今。當此經費匱乏之時、雖不敢以經費中割給、有所煩請、而若有從他區處之路、則豈可一向忽視、無所變通乎。……」

- (84) 『肅宗實錄』卷三十八、肅宗二十九年二月癸巳條 憲府啓曰、「……內喪葬年、喪制雖盡、三年之內、不得用樂、禮有明文。今番登科之類、率多用樂、已極無識。摠戎使李宇恒、親率其軍門細樂手、往會於連姻登第之家、終日宴飲。身居宰列、有此可駭之舉。請摠戎使李宇恒、從重推考。」答曰、「不允。末端事、依啓。」

- (85) 『御定洪翼靖公奏藁』卷二十八、軍旅編、軍制、禁衛營 禁營分營節目。……在前禁衛營、以別將廳細樂手、推移取用。而今則既已分營、不可無細樂手。依御營廳例、以二十五名、新定額數。

- (86) 『顯宗實錄』卷十、顯宗六年七月壬寅條 全羅監司閔維重馳啓、「本營所屬牙兵、總六千餘人、而目前每人微布一匹、以資營中之用。若其行伍之法、技藝之習、闕而不舉。脫有變亂、何以得力。將以今年十一月爲始、除其收布、輪回立番、要使一年之內、一度立番營下、得以練習成才。每年春秋、合爲習操。事係新創、敢此以聞。」下兵曹。回啓、「請令依此舉行。」上從之。

- (87) 『御定洪翼靖公奏藁』卷二十九、軍旅類、軍制下、嶺南 上曰、「予以爲、監營無手下軍兵矣。果有何許軍兵耶。」公曰、「此乃牙兵、而諸道監營、皆有之。當初設置之意、豈不深遠、而絕無操鍊之舉、未免有名無實、誠可悶矣。」上曰、「今聞所奏、諸道監營、皆有牙兵、其數夥然、而兩西外、無操習之事云。有軍無操、可謂寒心。此後每年農歇時、必爲狀聞行之。而若值歉歲、狀聞退行事、令備局分付。」

- (88) 『顯宗改修實錄』卷二十三、顯宗十一年十月丁酉條 上御養心閣、引見大臣及備局堂上。……判尹徐必遠曰、「摠戎牙兵、專爲守衛單弱而設矣。壯抄軍、殊甚無用。臣意罷壯抄、皆屬束伍爲當。」上問大臣。積曰、「其意似好、而壯抄之設、其來已久。到今罷之、未知如何也。」

- 上又問柳赫然。赫然曰、「牙兵乃摠戎使親兵、欲以壯抄添數、而不爲入番矣。」
- (88) 『正祖實錄』卷四十七、正祖二十一年九月庚寅條 守禦廳親牙兵、即大將親率、而不爲入屬於城堞排立之列。
- 『御定洪翼靖公奏藁』卷二十八、軍旅類、軍制、摠廳（摠戎廳）蓋本廳規式、以標下八百五十餘名、輪回使役、而所謂標卒、皆是鄉民。雖或京居、各有所業、私相防番、其來已久。
- 同右、卷二十九、軍旅類、軍制、海西 公曰、「摠戎廳標下、及軍需保、幾皆私賤。守禦廳亦然矣。」
- (89) 『顯宗改修實錄』卷二十七、顯宗十四年六月戊午條 上引見摠護使金壽興及都監堂上。……壽興曰、「己亥國葬時、疊士軍以六千九百名定額、分定於外方矣。近七千之軍、使外方獨當、其勢誠難。當此遷陵大事、京中人民、亦何敢自便。疊士軍、以京軍調用。請令一戶、各出一名。」上從之。尋以京中民戶之不足、調用摠戎・守禦兩廳牙兵三千餘名。
- (90) 『肅宗實錄』卷十二、肅宗七年十二月甲午條 兵曹參判李師命、上疏論戶布。略曰、「……五衛既壞之後、即今堪戰之卒、只有御營・精抄・別隊之戶首、訓局砲手三萬餘人。而東伍二十餘萬、摠戎・守禦牙兵、及各道新選二萬餘人、皆土團之未鍊者、卒有緩急、皆無可恃。……」
- (91) 車文燮「東伍軍研究」（『朝鮮時代軍制研究』所收、一九七三年、ソウル、檀大出版部）。
- (92) 『經濟野言』（ソウル大學校奎章閣本、奎三三八七）軍制變通之策 至於守禦・摠戎二廳、只設牙兵、定以私賤、置於圻甸、且徵保米、而立番將校、以此接濟。所謂牙兵、只存名目、不足有無於緩急者也。
- (93) 『增補文獻備考』卷一百十六、兵考、軍門、守禦廳 親牙兵十五哨「在各邑屯、輪回參操」。……牙兵十二哨「在湖西各邑、納米」、牙兵四百「在長淵、納鐵」、水鐵牙兵二百「在各邑、納鐵」。
- (94) 同右 摠戎廳 牙兵十三哨「在各邑、屯」。
- 『御定洪翼靖公奏藁』卷十五、財賦類、田政、附屯田 辛未（英祖二十七年）秋、公「御將時」奏曰、「禁御兩營、所捧減半之後、餉米極爲不足、方經紀屯田、而將校往來時、成給草料、及始役時、分付該道等事、依例爲之、好矣。」上曰、「屯田便於軍門。依此爲之。」
- (95) 『正祖實錄』卷二十六、正祖十二年七月己卯條 蓋此守禦廳屯牙兵、不過是納米之軍、視他軍伍、不啻輕歟。
- (96) 『正祖實錄』卷四十八、正祖二十二年正月己巳條 親牙兵、自是大將親率。
- (97) 『朱子語類』卷一百八、朱子五、論治道 古者修身與取才、卹民與養兵、皆是一事、今遂分爲四。〔升卿〕
- (98) 前揭註（7）の蘇軾の言葉。
- (99) 金允植『雲養集』卷七、議「二、十六私議、第三養兵。
- (100) 李基白『高麗兵制史研究』（一九六八年、ソウル、一潮閣）。
- (101) 拙稿「朝鮮初期における兵制の改革——特に「甲士」設立の意圖とその變質について」（『東方學報』京都第九十四冊、二〇一九年十二月、京都、京都大學人文科學研究所）。